

公益財団法人三重県市町村振興協会の概要

本協会は、昭和54年から発売された「市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）」の発売収益金を活用し、市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的に、昭和54年4月1日に設立されました。

また、平成24年4月1日から三重県知事の公益財団法人の認定を受け、公益財団法人へ移行いたしました。

1. 協会の事業

- (1) 市町の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対し資金貸付事業を行うこと。
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業に市町村振興宝くじ交付金を交付すること。
- (3) 市町が共同して行う市町の振興に資する事業を助成すること。
- (4) 市町の振興に関する調査研究及び情報提供事業を行うこと。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 平成30年度事業の概要

(1) 貸付事業

市町等からの申請に基づき三重県市町村振興事業基金交付金（サマージャンボ宝くじ収益金）の積立金（以下「市町振興事業基金」という。）の枠内で資金貸付細則に定める事業に対して貸付を行う。

(2) 三重県市町総合事務組合が実施する研修事業に係る支援

市町職員等の資質の向上と能力の開発を図るため、三重県市町総合事務組合が実施する人材育成に係る事業並びに地域における共通の課題に係る調査及び研究を支援する。

(3) 市町村職員中央研修所及び国際文化研修所へ職員を派遣する市町に対する支援

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所へ研修生を派遣した市町等の申請に基づいて研修受講に係る研修費等を助成する。

(4) 情報化推進事業

県内市町の情報共有を活性化し、情報システムに関する共通課題に対して県内市町が共同で取り組みを行い、情報化システムの適正化・コスト抑制・説明性向上を図ることを目的として外部専門家共同化事業を実施する。

またこの一環として、番号制度（マイナンバー制度）についても、市町における円滑な運営に寄与するため、主として安全管理対策に向けた研修会を実施する。

(5) 法制支援事業

各自治体で発生した諸問題を解決するため、法律的、専門的な角度から支援を行うとともに、適正な法制整備や運用を図るためのガイダンス等を実施する。

(6) 医師看護師確保対策事業

①三重大学医学部における地域医療教育等に対する支援

地域への愛着や誇りをもった人材を育成し、地域医療に対する理解を深め、県内地域医療へ従事する医師・看護師の定着促進を図るため、三重大学医学部地域枠の学生に係る地域医療教育並びに地域医療実習等に対し、交付金を交付する。

②県内公立病院への看護師定着化に対する支援

看護師の早期離職防止、潜在看護師の復職を促進するとともに看護師の定着化と公立病院への就職希望者の増加を図るため、三重県内の公立病院へ就職した看護師に対し、就職奨励金を支給する。

(7) 共有デジタル地図支援事業

共有デジタル地図整備運営事業は、県内市町の土砂災害防止法、都市計画法等に基づく法定地図やGIS等の業務で利用する基盤地図を統一の仕様により一括整備することによって、県市町間の情報共有の促進、住民サービスの向上、整備費用の縮減を目的に三重県と市町の共同事業として実施されている。こうしたことから共有デジタル地図の精度及び品質を維持するために要する費用並びに円滑な整備運営を図るための経費について、整備の実施主体である三重県市町総合事務組合に交付金を交付する。

(8) 三重県消防救急無線デジタル化に関する支援事業

三重県消防救急無線デジタル化整備のうち、国及び県域において共通して使用する周波数の「共通波」に関しては、三重県市町総合事務組合が実施主体となり、また、三重県が整備主体として、県域を1ブロックとして共同整備することから、「共通波」に係る整備費用について三重県市町総合事務組合に交付金を交付する。

(9) 地方4団体への助成事業

三重県市長会、三重県町村会、三重県市議会議長会、三重県町村議会議長会が市町村振興に資することを目的に行う事業に対して助成する。

(10) 美し国三重市町対抗駅伝に対する助成

市町間の交流及び一本化の促進による市町の振興と併せてスポーツに対する県民意識の高揚を目的に実施される「美し国三重市町対抗駅伝」運営費に係る経費の一部を「美し国三重市町対抗駅伝実行委員会」に対して助成する。

(11) 市町村交付金交付事業

新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益配分金を県内各市町が実施する地方財政法第32条に規定する事業に対し、交付金を交付する。

(12) 災害対策関連事業

風水害、火災、地震、その他（津波、高潮等）の災害が発生した市町に対し、被災地域の円滑かつ早期の復旧を図るために被災市町に対し財政支援を行う。

①災害復旧支援金の支給

被災市町の災害復旧並びに被災者の救済及び復興を図るため、被災市町に対して支援金を支給する。

②災害復旧支援金審査委員会の開催

災害復旧支援金の支給について、必要に応じ専門的見地から審査委員会を開催し、本事業の公平性、透明性を確保する。

(13) 地域づくり・交流支援事業

地元学実践支援事業

日常生活では気付かない地域の特色、資源、魅力などを再発見し、地域おこしの糸口を見出すため、地域団体を実施主体として、派遣講師によるあるもの探しの地元学事業を実施する。

(14) 市町村振興事業基金活用審査委員会の開催

本協会より交付する交付金等の適正化及び効率的な活用を図ることを目的に交付金等の審査を行う。

(15) 市町に関する情報提供事業（市町要覧の発行）

三重県と共同して県内市町の主要な行財政関係、祭り・行事、名産・特産などの概要を取りまとめ関係機関へ配布する。